

野田市子ども・子育て支援法に基づ
く子育てのための施設等利用給付の支
給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年7月23日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第41号

野田市子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則（令和元年野田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の19第1項」を「第28条の21第1項」に、同条第2項中「第28条の19第2項」を「第28条の21第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。